

2018年11月27日

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

米ドル建て国内公募無担保社債（グリーンボンド）の発行について

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（代表執行役社長 ^{ひらの のぶゆき} 平野 信行、以下「MUFG」）は、本邦における国内外貨建て公募債形式のグリーンボンドとして、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ第1回米ドル建無担保社債（担保提供制限等財務上特約無・指定金融機関等限定）（グリーンボンド）を発行することといたしました。なお、本グリーンボンドは邦銀初の国内発行、かつ本邦初の国内外貨建て公募債となります。

1. 本社債発行の目的・背景

MUFGは、金融機関の使命として、長期的な視点で、お客さまや社会と末永い関係を築き、共に持続的な成長を実現することを経営ビジョンに掲げ、その実現に向けて取り組んでいます。その中で、「地球温暖化・気候変動」への対応は、国連が採択した持続可能な開発目標（SDGs）^{*1}などからMUFGが優先的に取り組むべき「環境・社会課題」として特定した7つの課題の一つであり、環境負荷を低減して持続可能な環境・社会の実現に貢献する取り組みを進めています。

グリーンボンドは、債券の発行代わり金の資金使途が、再生可能エネルギーや省エネルギー事業等、地球環境への貢献が期待されるプロジェクトに限定されている債券です。これまで欧州を中心に発行されていましたが、直近では日本国内においてもグリーンボンドの発行が増加しております。

MUFGは、資本市場を通じて持続可能な環境・社会の実現に貢献することをめざす取り組みの一環として、2016年9月以降、海外市場において国際的な金融規制（TLAC規制^{*2}）に対応したMUFGグリーンボンドを発行してまいりましたが、本邦市場におけるグリーンボンドを取り巻く環境を勘案し、この度、本邦市場においてもグリーンボンドを発行することといたしました。

本グリーンボンドにより調達した資金は、MUFGの連結子会社である株式会社三菱UFJ銀行（取締役頭取執行役員 ^{みよ かねつぐ} 三毛 兼承、以下「三菱UFJ銀行」）に対する融資を通じて、J-REITが保有するグリーン適格不動産^{*3}に相応する融資、および赤道原則^{*4}に則り環境・社会影響レビューを実施し適格性を認定^{*5}した再生可能エネルギープロジェクト（太陽熱発電、太陽光発電、風力発電）向け融資に充当することを予定しております。MUFGは、グリーンボンドの発行、およびその発行代わり金の三菱UFJ銀行による融資を通じて、持続可能な環境・社会の実現に資するプロジェクトをサポートするとともに、今後も、グループを挙げてESG^{*6}を考慮した投融資に貢献してまいります。

*1 2015年9月の国連サミットで採択された国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成される。

*2 Total Loss-Absorbing Capacity（総損失吸収力）の略でG-SIBsに適用される資本関連規制の一種。

*3 グリーン適格不動産とは、以下のいずれかを満たすもの。

- LEED認証におけるゴールド～プラチナ評価物件
- BREEAM認証におけるExcellent～Outstanding評価物件

- CASBEE 不動産認証における A～S ランク評価物件
- DBJ グリーンビルディング認証における 4～5 つ星評価物件
- *4 大規模なプロジェクト開発に伴う環境・社会に対するリスクと影響を、資金の貸し手として、または資金調達に関するアドバイザーとして、借り手である顧客と協力して体系的に特定、評価し、管理するための国際的な民間金融機関のガイドライン。
- *5 適格性の認定には、赤道原則における評価上、カテゴリーB またはカテゴリーC に分類されることが必要。
- *6 環境 (Environment) 、社会 (Social) 、ガバナンス (Governance) の 頭文字をとったもので、企業の長期的な成長に必要な観点という考え方。

2. 本社債の概要

発行体	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
発行フォーマット	国内外貨建て公募債
年限	未定
通貨	米ドル建て
発行額	未定
発行時期	2018年12月を予定
資金使途	①J-REITが保有するグリーン適格不動産に相応する融資 ②赤道原則に則り環境・社会影響レビューを実施し適格性を認定した再生可能エネルギープロジェクト（太陽熱発電、太陽光発電、風力発電）向け融資
主幹事	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
グリーンボンド・ストラクチャリング・エージェント*7	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

本グリーンボンドの適格性については第三者認定機関である Sustainalytics 社よりセカンドパーティ・オピニオン^{*8}を取得し、国際資本市場協会 (ICMA : International Capital Market Association) が公表する「グリーンボンド原則 (GBP) ^{*9}」及び環境省が策定した「グリーンボンドガイドライン 2017 年版^{*10}」の基準を満たす発行に該当することを確認しております。

*7 グリーンボンドのフレームワークの策定およびセカンドパーティ・オピニオン取得に関する助言等を通じて、グリーンボンドの発行支援を行うもの。

*8 オピニオンの詳細は、Sustainalytics 社のホームページをご参照ください。

https://www.sustainalytics.com/wp-content/uploads/2018/09/MUFG_Framework_Overview_and_Second_Party_Opinion_Japanese_Final.pdf

*9 グリーンボンドの透明性の確保、情報開示及びレポートを推奨し、市場の秩序を促進させることを目的に、2014 年 1 月に国際資本市場協会 (ICMA) が策定したグリーンボンド発行に関する自主的ガイドライン。

*10 グリーンボンドの国内普及を目的とし、2017 年 3 月に環境省が策定・公表したガイドライン。

以上

ご注意：この文章は、当社が株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ第1回米ドル建無担保社債（担保提供制限等財務上特約無・指定金融機関等限定）（グリーンボンド）の発行に関して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。